資料４

資産債務改革について

平成１９年６月２８日

内　閣　府

資産債務改革に係る政府のこれまでの取組

平成 17 年 6 月	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（閣議決定）【抄】 • 政府資産について最大限の有効活用を行い、債務についても管理を充実させることを目指し、 • 経済財政諮問会議において、資産・債務の管理の在り方について検討を行い、平成 17 年秋を目途に基本的な方針を明らかにする。
平成 17 年 11 月	「政府資産・債務改革の基本的な方針」（経済財政諮問会議決定） • 政府資産・債務の管理のあり方について、 ・民間の視点・技法を積極的に活用しつつ、見直しを進める ・分かり易い情報開示のあり方を工夫する • 政府の資産規模の対名目ＧＤＰ比を、今後 10 年間で概ね半減させるといったような長期的な目安を念頭におきながら資産のスリム化を進める（参考：平成 17 年度末における圧縮対象資産の対ＧＤＰ比は 76.9%） • 財務省は改革の方向と具体的施策を明らかにするため、18 年度内に、工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告する などがポイント。
平成 17 年 12 月	「行政改革の重要方針」（閣議決定） 「政府資産・債務改革の基本的な方針」で取りまとめられた内容に、今後の財政運営の原則、公会計整備などに係る方針が追加された。　→「行政改革推進法案」に反映
平成 18 年２月 ～３月	経済財政諮問会議において議論 民間有識者議員から、 • 国有財産売却や出資金処分による収入は、原則的に債務残高（負のストック）の縮減に活用することとする • 財政投融資について、計画規模を縮減し、バランスシート上資産・負債の両建てを極力縮小する • 特別会計改革の実現を通して剰余金・積立金を大胆にスリム化し、財政の健全化への貢献を目指す といった提言が行われた。

	財務大臣からは • 今後 10 年間（平成 18 年度～27 年度）の資産売却収入の目安として約 11.5 兆円（民営化法人に対する出資：約 8.4 兆円、未利用国有地及び毎年度発生する物納財産等：約 2.1 兆円、一般庁舎・宿舎の効率的な使用により不用となった不動産：約１兆円） が示された。
平成 18 年４月	「歳出・歳入一体改革中間とりまとめ」（経済財政諮問会議決定） • 経済財政諮問会議の下に専門調査会を設置することを提言　→５月に「資産債務等専門調査会」設置
平成 18 年７月	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（閣議決定）【抄】 • 平成 27 年度末に国の資産規模対ＧＤＰ比の半減を目指し、国の資産を約 140 兆円規模で圧縮する。 • 国有財産については、一般庁舎・宿舎、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後 10 年間の売却収入の目安として約 12 兆円を見込む。 • 財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、「行政改革推進法」（平成 18 年 5 月 26 日成立）等に基づく諸改革への適切な対応、政府保証の一段の活用、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後 10 年以内であわせて 130 兆円超の圧縮を実現する。 • 経済財政諮問会議の下にある専門調査会が、資産・債務改革の実現のための具体的方策について、９月を目途に諮問会議に報告し、その後この専門調査会に、中立的な金融の専門家等民間有識者を加え、有識者会議として改組し、資産・債務改革の実施状況について公正中立な立場からチェック、フォローする。
平成 18 年 9 月	資産債務等専門調査会が「資産債務等専門調査会報告（中間整理）」を取りまとめ • <u>広く公的部門をとらえ</u>（特別会計、<u>独立行政法人</u>、国立大学法人、地方自治体等を含む）、<u>保有する財産について新たな目標を検討</u> • 宿舎・庁舎等の売却収入の目安である 12 兆円にとらわれず、更なる国有財産の売却・有効活用を目指す。 • 財政融資資金残高のできる限り速やかな縮減（130 兆円超）が課題。財投改革、政策金融改革と相まって、証券化等を進める必要

	• 政府等が保有する財産の売却・有効活用、特別会計改革や市場化テスト等を推進するためには、公会計の整備が必要不可欠 などがポイント
平成 18 年 11 月	「資産債務等専門調査会」を改組し、「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」を設置することを経済財政諮問会議で了承。
平成 19 年３月	財務省が「行政改革推進法」に基づき国の資産・債務改革に関する「工程表」を経済財政諮問会議に提出 • 平成 27 年度末に国の資産を約 140 兆円規模で圧縮することを目指し、財政融資資金貸付金については 130 兆円超の圧縮（財投改革の継続：110 兆円程度、証券化等：20 兆円程度）、国有財産については約 12 兆円の売却収入（日本郵政（株）等の民営化法人株式：8.４兆円、未利用国有地等：2.1 兆円、宿舎：1.0 兆円、庁舎：0.5 兆円）を実現するための取組を時系列で提示
平成19年５月	専門調査会の審議状況等を経済財政諮問会議に報告し、議論 民間有識者議員から、 • 専門調査会に実物資産と金融資産それぞれのワーキング・グループを５月中に設置する • 財政融資残高を縮減するとともに、証券化の規模を拡大する • 実物資産について、類型毎の処分方針を策定するとともに、民間提案を活かす仕組みを具体化する • <u>独立行政法人</u>、国立大学法人<u>の資産債務改革について、資産処分の方針を策定する担当組織の設置を検討すべき</u> • 自治体等の資産処分や民営化等を最も有効に行うには、民間の知見や人材を活用する体制を構築する必要 などを提言。
平成19年６月	「経済財政改革の基本方針2007」（閣議決定） <u>６．資産債務改革</u> *ストック面から政府の効率化を促し、資産・債務の両面のリスクを縮小するとともに、資産の売却・有効活用により地域経済の活性化を図り、成長力の強化につなげる。*

	【改革のポイント】 １．国の資産規模について、平成 27 年度末に対ＧＤＰ比の半減を目指し、「工程表」に沿って着実に圧縮する。経済財政諮問会議に置かれた専門調査会がチェック・フォローを行い、改革を具体化する。 ２．独立行政法人、国立大学法人や地方公共団体等について、それぞれ国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進する必要がある。 ３．特別会計改革や公会計改革を資産債務改革と並行して進め、相乗効果を得る。 【具体的手段】 （１）民間の知恵をいかした国の資産規模の圧縮 国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成 19 年内を目途に具体化を行う。また、金融資産については、財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化を進めるとともに、メリットとコストの考え方を整理しつつ民間の知見をいかした証券化を推進する。 （２）独立行政法人、国立大学法人における資産債務改革の推進 独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進する。国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら、同様に改革を推進する。その際、民間の知見を活用しつつ、最も有効な処分を行う観点から、担当組織の設置を検討する。 （３）地方の資産債務改革の推進 地方公共団体は、地方公社、第三セクターを含む資産債務改革について、国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進するとともに、前出の「地域力再生機構」との連携を含め、民間の知見や人材を活用する方策を検討する必要がある。 （４）特別会計改革の加速 特別会計改革については、「行政改革推進法」及び「特別会計に関する法律」に沿って、特別会計の統廃合、財政健全化への寄与（20 兆円程度）等を確実に実行する。特別会計の更なる統廃合に向けた検討や、実質的な歳出（平成 19 年度予算で 11.6 兆円）の更なる縮減を中心に改革を加速する。

○ 資産債務改革の実行等に関する専門調査会委員（平成18年12月25日現在）

	氏　名	現　職
	伊藤　　滋	早稲田大学特命教授
	翁　　百合	日本総合研究所理事
	桜内　文城	新潟大学経済学部・大学院経済学研究科助教授
会長代理	関　　哲夫	新日本製鐵株式会社常任監査役
	冨山　和彦	株式会社産業再生機構代表取締役専務業務執行最高責任者
顧　　問	丹羽　宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
	野村　修也	中央大学法科大学院教授
	宮脇　　淳	北海道大学大学院公共政策研究科教授
会　　長	八代　尚宏	国際基督大学教養学部教授

（五十音順）

○ 資産債務改革の実行等に関する専門調査会
実物資産に関するワーキンググループメンバー（平成19年5月16日現在）

氏　名	現　職
伊藤　　滋	早稲田大学特命教授
大西　正一郎	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役・弁護士
翁　　百合	日本総合研究所理事
桜内　文城	新潟大学経済学部・大学院経済学研究科助教授
関　　哲夫	新日本製鐵株式会社常任監査役
冨山　和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ
野村　修也	中央大学法科大学院教授
八代　尚宏	国際基督大学教養学部教授

（五十音順）

※なお、メンバーについては追加の可能性あり。

○ 資産債務改革の実行等に関する専門調査会
金融資産に関するワーキンググループメンバー（平成19年5月16日現在）

氏　名	現　職
翁　　百合	日本総合研究所理事
桜内　文城	新潟大学経済学部・大学院経済学研究科助教授
関　　哲夫	新日本製鐵株式会社常任監査役
冨山　和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ
野村　修也	中央大学法科大学院教授
村岡　隆史	株式会社経営共創基盤取締役マネージングディレクター
八代　尚宏	国際基督大学教養学部教授

（五十音順）

※なお、メンバーについては追加の可能性あり。

○ 資産債務改革の実行等に関する専門調査会等における議論の経緯

【専門調査会】

○第１回（平成１８年１２月２５日）
(1) 専門調査会の設置及びこれまでの資産債務等改革の経緯について
(2) 今後の進め方について
(3) その他（自由討議）

○第２回（平成１９年１月３０日）
(1) 委員からの意見表明（翁委員、桜内委員、冨山委員）
(2) その他（自由討議）

○第３回（平成１９年２月１９日）
(1) 委員からの意見表明（野村委員）
(2) 財務省からのヒアリング
・財政投融資における取組みについて
・国有財産における取組みについて

○第４回（平成１９年２月２６日）
(1) 総務省からヒアリング
・地方の資産・債務改革について
・独立行政法人の見直しの取組状況について
(2) 文部科学省からのヒアリング
・国立大学法人等の資産における取組みについて

○第５回（平成１９年３月８日）
(1) 実物資産に関するヒアリング
・国有資産（不動産）の処分・有効利用について
（大西フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役）

○第６回（平成１９年３月２２日）
(1) 実物資産に関するヒアリング
・実物資産のオフバランスの検証～ディスカッションペーパー～
（黒住マーチャント・キャピタル株式会社代表取締役）
・資産債務改革に関するコメント
（松本株式会社インフィニタム・パートナーズ代表取締役）
(2) その他

○第７回（平成１９年４月２０日）
(1) 金融資産に関するヒアリング
・財政融資資金貸付金残高の縮減に向けた証券化活用の課題と提言
（本田マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパンプリンシパル）

○第８回（平成１９年５月１６日）
(1) 専門調査会から経済財政諮問会議への報告について
(2) ワーキンググループの設置について

【金融資産に関するワーキンググループ】

○第１回（平成１９年５月１６日）
(1) 財務省からのヒアリング

・財政融資資金貸付金の証券化に関する取組
・「企画案の募集」に関する公告
・財政融資資金貸付金の証券化の実施に係るアドバイザーの募集・選定について

○第２回（平成１９年６月２５日）
(1) 今後の進め方について意見交換

【実物資産に関するワーキンググループ】

○第１回（平成１９年５月３０日）
(1) 財務省からのヒアリング
・加速する資産・債務改革の動き～国有財産関係～

○第２回（平成１９年６月２５日）
(1) 今後の進め方について意見交換

資料４　参考資料１（平成19年２月26日第４回専門調査会総務省提出資料）

独立行政法人の資産及び負債の状況（平成17年度末）（未定稿）

（単位：億円）

主務府省名	独立行政法人名	資産						負債				
		土地 ①	建物 ②	小計 ③(①+②)	貸付金 ④	その他 ⑤	合計 ③+④+⑤	長期借入金 ⑥	債券 ⑦	小計 ⑧(⑥+⑦)	その他 ⑨	合計 ⑧+⑨
内閣府	国立公文書館	9	47	56	—	13	69	—	—	—	10	10
	◎国民生活センター	63	13	76	—	19	95	—	—	—	12	12
	北方領土問題対策協会	—	2	2	56	15	73	39	—	39	14	53
	駐留軍等労働者労務管理機構	8	1	9	—	18	27	—	—	—	8	8
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3	5	8	—	38	46	—	—	—	37	37
総務省	情報通信研究機構	363	216	579	14	1,239	1,832	30	—	30	486	516
	消防研究所(H18.3廃止)	83	56	139	—	9	148	—	—	—	6	6
	◎統計センター	—	—	—	—	56	56	—	—	—	51	51
	◎平和祈念事業特別基金	—	0	0	—	411	411	—	—	—	7	7
外務省	国際協力機構	198	376	574	105	456	1,135	—	—	—	296	296
	国際交流基金	2	111	113	—	1,043	1,156	—	—	—	17	17
財務省	酒類総合研究所	35	38	73	—	16	89	—	—	—	7	7
	◎造幣局	462	159	621	—	485	1,106	—	—	—	328	328
	◎国立印刷局	1,934	422	2,356	—	2,026	4,382	—	—	—	1,179	1,179
	◎通関情報処理センター	—	0	0	—	94	94	—	—	—	52	52
	◎日本万国博覧会記念機構	976	33	1,009	—	483	1,492	—	—	—	80	80
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	40	27	67	—	7	74	—	—	—	4	4
	大学入試センター	101	16	117	—	14	131	—	—	—	15	15
	国立オリンピック記念青少年総合センター	349	233	582	—	209	791	—	—	—	18	18
	国立女性教育会館	1	23	24	—	4	28	—	—	—	1	1
	国立青年の家	14	173	187	—	28	215	—	—	—	7	7
	国立少年自然の家	1	197	198	—	38	236	—	—	—	8	8
	国立国語研究所	48	54	102	—	5	107	—	—	—	3	3
	国立科学博物館	538	183	721	—	103	824	—	—	—	41	41
	物質・材料研究機構	347	369	716	—	308	1,024	—	—	—	254	254
	防災科学技術研究所	180	192	372	—	566	938	—	—	—	164	164
	放射線医学総合研究所	89	188	277	—	180	457	—	—	—	169	169
	国立美術館	81	310	391	—	503	894	—	—	—	25	25
	国立博物館	388	395	783	—	970	1,753	—	—	—	48	48
	文化財研究所	51	88	139	—	53	192	—	—	—	13	13
	教員研修センター	13	32	45	—	13	58	—	—	—	13	13
	科学技術振興機構	144	335	479	—	1,077	1,556	—	—	—	616	616
	日本学術振興会	—	3	3	—	36	39	—	—	—	29	29
	◎理化学研究所	544	1,291	1,835	—	1,030	2,865	—	—	—	561	561
	◎宇宙航空研究開発機構	686	559	1,245	—	7,036	8,281	—	—	—	3,740	3,740
	◎日本スポーツ振興センター	1,300	315	1,615	—	584	2,199	—	—	—	494	494
	◎日本芸術文化振興会	1,006	628	1,634	—	878	2,512	—	—	—	45	45
	日本学生支援機構	163	438	601	41,336	1,438	43,375	38,827	3,130	41,957	750	42,707
	海洋研究開発機構	78	119	197	—	878	1,075	—	—	—	142	142
	国立高等専門学校機構	1,429	1,162	2,591	0	388	2,979	—	—	—	274	274
	大学評価・学位授与機構	31	39	70	—	8	78	—	—	—	6	6
	国立大学財務・経営センター	24	66	90	1,256	9,005	10,351	1,185	50	1,235	8,574	9,809
	メディア教育開発センター	23	22	45	—	19	64	—	—	—	19	19
	日本原子力研究開発機構	867	1,727	2,594	—	5,731	8,325	—	—	—	582	582
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	—	—	—	—	5	5	—	—	—	2	2
	産業安全研究所	43	18	61	—	13	74	—	—	—	6	6

主務府省名	独立行政法人名	資産						負債				
		土地 ①	建物 ②	小計 ③(①+②)	貸付金 ④	その他 ⑤	合計 ③+④+⑤	長期借入金 ⑥	債券 ⑦	小計 ⑧(⑥+⑦)	その他 ⑨	合計 ⑧+⑨
	産業医学総合研究所	22	31	53	—	14	67	—	—	—	9	9
	◎勤労者退職金共済機構	35	5	40	12	44,006	44,058	—	—	—	43,993	43,993
	◎高齢・障害者雇用支援機構	62	39	101	—	538	639	—	—	—	524	524
	福祉医療機構	18	12	30	35,014	3,677	38,721	29,553	1,940	31,493	4,739	36,232
	◎国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	87	47	134	—	13	147	—	—	—	5	5
	労働政策研究・研修機構	36	23	59	—	18	77	—	—	—	14	14
	雇用・能力開発機構	2,989	3,969	6,958	9,031	1,518	17,507	253	6,298	6,551	3,706	10,257
	労働者健康福祉機構	775	1,556	2,331	53	2,124	4,508	23	—	23	3,100	3,123
	国立病院機構	4,800	3,547	8,347	—	3,143	11,490	6,722	30	6,752	2,222	8,974
	医薬品医療機器総合機構	—	—	—	—	247	247	—	—	—	212	212
	医薬基盤研究所	47	112	159	9	121	289	8	—	8	37	45
	年金・健康保険福祉施設整理機構	—	0	0	—	1,919	1,919	—	—	—	3	3
農林水産省	農林水産消費技術センター	13	2	15	—	36	51	—	—	—	14	14
	種苗管理センター	53	35	88	—	21	109	—	—	—	6	6
	家畜改良センター	255	149	404	—	99	503	—	—	—	39	39
	肥飼料検査所	8	10	18	—	9	27	—	—	—	5	5
	農薬検査所	34	21	55	—	5	60	—	—	—	3	3
	農業者大学校(18.3廃止)	17	9	26	—	3	29	—	—	—	1	1
	林木育種センター	0	18	18	—	9	27	—	—	—	5	5
	さけ・ます資源管理センター	6	32	38	—	20	58	—	—	—	4	4
	水産大学校	18	45	63	—	55	118	—	—	—	35	35
	農業・生物系特定産業技術研究機構	1,787	623	2,410	9	430	2,849	12	—	12	154	166
	農業生物資源研究所	238	135	373	—	64	437	—	—	—	34	34
	農業環境技術研究所	252	71	323	—	35	358	—	—	—	12	12
	農業工学研究所	158	29	187	—	18	205	—	—	—	10	10
	食品総合研究所	24	49	73	—	27	100	—	—	—	11	11
	国際農林水産業研究センター	47	30	77	—	19	96	—	—	—	7	7
	森林総合研究所	323	101	424	—	37	461	—	—	—	21	21
	水産総合研究センター	108	223	331	—	281	612	—	—	—	45	45
	◎農畜産業振興機構	4	3	7	—	3,835	3,842	—	—	—	4,105	4,105
	◎農業者年金基金	1	1	2	49	4,100	4,151	3,220	—	3,220	868	4,088
	農林漁業信用基金	9	2	11	914	2,114	3,039	78	—	78	705	783
	◎緑資源機構	25	3	28	3	14,234	14,265	3,434	222	3,656	3,738	7,394
経済産業省	経済産業研究所	—	0	0	—	6	6	—	—	—	5	5
	工業所有権情報・研修館	—	—	—	—	63	63	—	—	—	40	40
	日本貿易保険	—	1	1	—	3,985	3,986	—	—	—	725	725
	産業技術総合研究所	1,145	1,561	2,706	—	1,136	3,842	—	—	—	425	425
	製品評価技術基盤機構	61	94	155	—	121	215	—	—	—	51	51
	◎新エネルギー・産業技術総合開発機構	106	33	139	48	2,780	2,967	25	—	25	1,735	1,760
	日本貿易振興機構	306	168	474	86	850	1,410	—	—	—	253	253
	原子力安全基盤機構	—	—	—	—	237	237	—	—	—	228	228
	情報処理推進機構	—	4	4	—	505	509	—	—	—	59	59
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	39	46	85	3,397	3,217	6,699	189	5	194	4,686	4,880
	中小企業基盤整備機構	209	331	540	9,549	105,607	115,696	206	826	1,032	109,762	110,794
国土交通省	土木研究所	158	57	215	—	84	299	—	—	—	20	20
	建築研究所	70	63	133	—	45	178	—	—	—	9	9
	交通安全環境研究所	164	42	206	—	61	267	—	—	—	29	29
	海上技術安全研究所	296	18	314	—	55	369	—	—	—	19	19
	港湾空港技術研究所	62	52	114	—	32	146	—	—	—	15	15
	電子航法研究所	31	9	40	—	20	60	—	—	—	17	17
	北海道開発土木研究所	50	20	70	—	25	95	—	—	—	15	15
	海技大学校	17	18	35	—	8	43	—	—	—	4	4
	航海訓練所	2	0	2	—	90	92	—	—	—	19	19

主務府省名	独立行政法人名	資産						負債				
		土地 ①	建物 ②	小計 ③(①+②)	貸付金 ④	その他 ⑤	合計 ③+④+⑤	長期借入金 ⑥	債券 ⑦	小計 ⑧(⑥+⑦)	その他 ⑨	合計 ⑧+⑨
	海員学校	59	37	96	—	13	109	—	—	—	6	6
	航空大学校	30	13	43	—	16	59	—	—	—	6	6
	自動車検査	4	126	130	—	114	244	—	—	—	93	93
	◎鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,646	693	5,339	1,990	128,734	136,063	39,522	11,458	50,980	68,157	119,137
	◎国際観光振興機構	—	0	0	—	16	16	—	—	—	6	6
	◎水資源機構	1,406	390	1,796	—	44,973	46,769	8,506	1,750	10,256	35,560	45,816
	自動車事故対策機構	35	64	99	125	133	357	174	—	174	55	229
	◎空港周辺整備機構	0	37	37	—	69	106	42	14	56	44	100
	◎海上災害防止センター	—	6	6	—	58	64	1	—	—	16	17
	都市再生機構	88,131	32,574	120,705	230	46,280	167,215	122,699	16,090	138,789	25,320	164,109
	奄美群島振興開発基金	1	0	1	93	137	229	15	—	15	124	139
	日本高速道路保有・債務返済機構	79,884	2,844	82,728	610	348,345	431,683	114,314	212,905	327,219	50,798	378,017
環境省	国立環境研究所	143	199	342	—	88	430	—	—	—	68	68
	環境再生保全機構	1	1	2	407	3,040	3,449	1,257	220	1,477	1,294	2,771
合計		202,022	61,114	263,136	104,396	811,280	1,178,749	370,334	254,938	625,272	387,262	1,012,534

（注）

1　平成17年度の各独立行政法人の貸借対照表（平成18年3月31日現在）をもとに作成。

2　網掛けは、資産及び負債ともに1,000億円を超えている法人。

3　表中の「－」は該当がないことを、「0」は該当はあるが億円未満の金額であることを示す。

4　◎を付けた法人は、19年度見直し対象法人である。

5　平成18年4月1日より「国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年の家」は「国立青少年教育振興機構」に、「産業安全研究所、産業医学総合研究所」は「産業安全衛生総合研究所」に、「さけ・ます資源管理センター、水産総合研究センター」は「水産総合研究センター」に、「農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、食品総合研究所」は「農業・食品産業技術総合研究機構」に、「土木研究所、北海道開発土木研究所」は「土木研究所」に、「海技大学校、海員学校」は「海技教育機構」に統合。

資料４　参考資料２（経済財政諮問会議提出資料）

国の資産・債務改革に関する「工程表」について

平成 19 年３月 27 日

尾身議員提出資料

国の資産･債務改革に関する「工程表」について

１．工程表の位置付け

- 昨年７月に閣議決定された「基本方針 2006」においては、「『行政改革推進法』に基づき、平成 27 年度末に国の資産規模対ＧＤＰ比の半減を目指し、国の資産を**約 140 兆円規模**で圧縮する」こととされた。

  （注）「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年６月施行）は、「政府は、平成二十七年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度末における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意」する旨規定（第 59 条）。

- これを踏まえ、財務省は、次頁の資産圧縮目標の達成に向け、国の資産の大宗を占める財政融資資金貸付金については**130 兆円超**の圧縮、国有財産については**約 12 兆円**の売却収入（日本郵政㈱等の民営化法人株式：8.4 兆円、未利用国有地等：2.1 兆円、庁舎・宿舎：1.5 兆円）を実現するための取組みを既に開始している。

- 行政改革推進法は、資産・債務改革の今後の道筋を明らかにする観点から、財務大臣に対して、平成 18 年度中に、関連する措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表するよう求めていることから（第 61 条）、今般、別紙のとおり、資産・債務改革の工程表を公表する。

- 財務省としては、今後とも、「簡素で効率的な政府」の実現に向け、経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会とも緊密に連携しつつ、本工程表に沿って資産・債務改革を積極的に推進していく。

国の資産圧縮目標

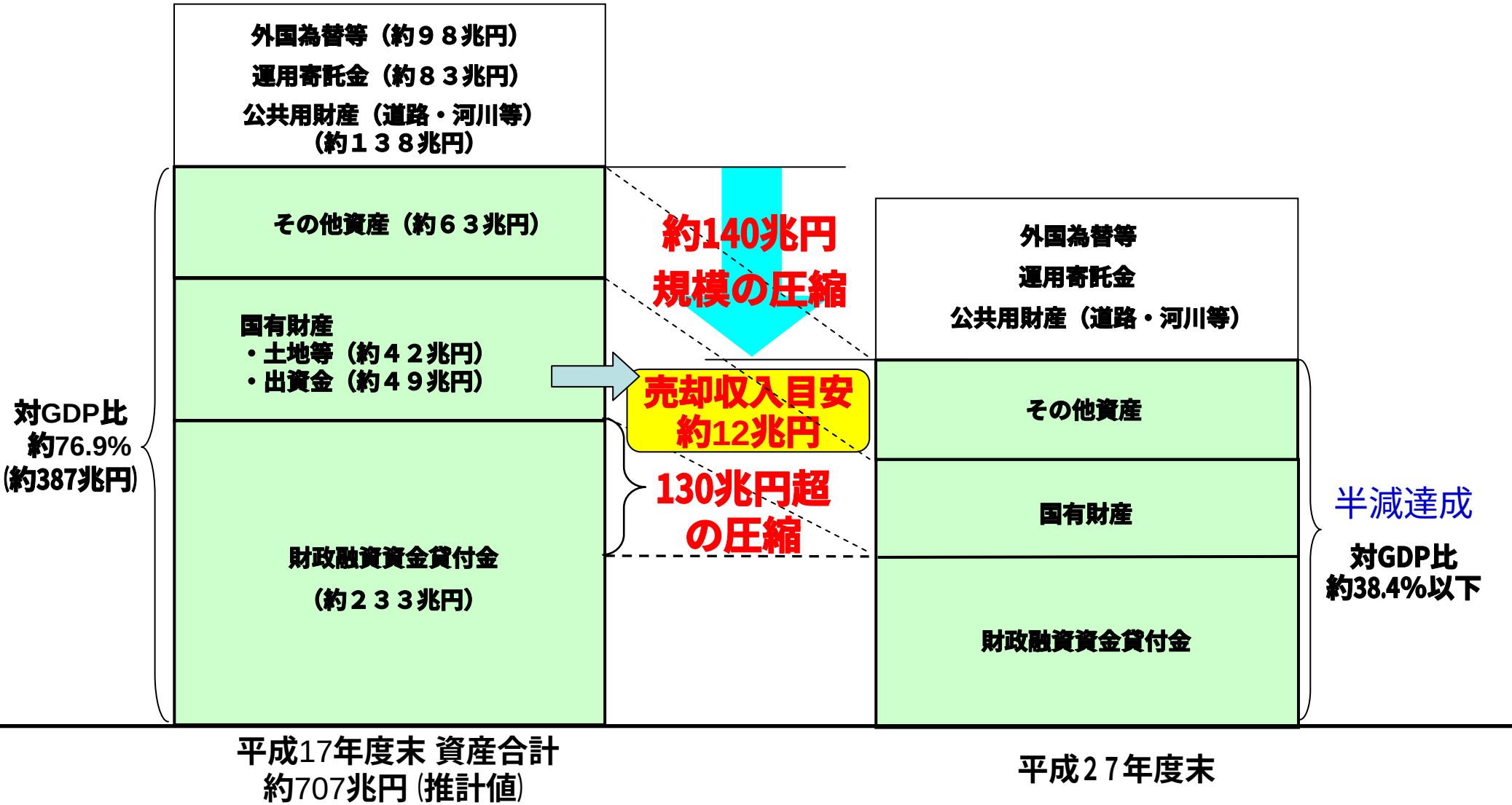

(注1) 行政改革推進法により、国の資産のうち「外国為替等」、「運用寄託金」、「公共用財産」は圧縮対象から除外されている。
(注2) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

２．各政策分野における取組みの概要

財政融資資金貸付金残高の圧縮　（平成 27 年度末までに130 兆円超の圧縮）

- 平成 19 年度財投編成では、財政融資資金貸付金を約 23 兆円圧縮。このうち、一時的要因（郵政公社向け貸付金の償還等）を除くと 10 兆円程度の圧縮となるが、こうした努力を継続すれば、27 年度末までに110 兆円程度の圧縮が見込まれる。
- 残り20 兆円程度の圧縮については、①一層の重点化・効率化、②証券化の積極的な実施、③政府保証の一段の活用により確実に実現する方針。
- 平成 19 年度から貸付金の証券化を実施できるよう本通常国会において法的手当てを行うとともに、予算を確保（積算上の実施規模2,000 億円）。

国有財産の売却・有効活用　（平成 27 年度末までに約 12 兆円の売却収入）

①宿舎の有効活用【今後 10 年間の売却収入：約 1.0 兆円】

〔東京 23 区内の宿舎〕
- 平成 18 年６月に「東京 23 区内の国家公務員宿舎移転・再配置計画」を策定し、着実に実施。
- 今後 10 年間で325 団地から107 団地へ削減。平成 19 年度には61 団地の宿舎を廃止予定。

〔東京 23 区外の宿舎〕
- 各財務局が検討した検討対象地域や廃止基準を「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」（以下、有識者会議）で検討し、平成 19 年３月 23 日に中間とりまとめを公表。
- 今後、有識者会議において、具体的な計画案を策定。

＜検討対象地域＞

✧　財政健全化への貢献のため、採算性を考慮して地価の高い地域を中心に検討し、政令指定都市又は財務局所在都市を中心に、全国で**11 地域**（90 市町）を検討対象地域に選定。

✧　検討対象地域内に所在する宿舎は**約６万戸**で、全国の宿舎総数約 23 万戸の**４分の１強**に相当。

＜宿舎廃止基準＞

✧　東京 23 区内の宿舎の移転・再配置計画を踏まえ、原則として以下の基準で廃止対象宿舎を選定。

①土地の有効利用が図られていない宿舎：法定容積率に対する利用率が**５割未満**。

②合同化・集約化に適さない小規模な宿舎：敷地面積が**1,000 ㎡未満**。

③老朽化した宿舎：平成 27 年度までに耐用年数（RC 造で 40 年）が到来。

④その他都市再生等への活用が考えられる土地に所在する宿舎

②庁舎の有効活用【今後 10 年間の売却収入：**約 0.5 兆円**】

〔東京 23 区内の庁舎〕

・昨年８月より有識者会議において精力的な議論を行い、庁舎の有効活用策を検討する際に必要となる基本的な視点と有効活用の指針を設定し、平成 19 年３月 23 日に中間とりまとめを公表。

・今後、中間とりまとめを踏まえ、具体的な移転・再配置計画の策定に向けた検討に着手

＜基本的視点（「５つの原則」）＞

(1) 財政健全化への貢献　(2) 利用者利便と業務の能率性の向上　(3) 危機管理能力の強化
(4) まちづくりと景観の視点　(5) 民間的手法の活用

＜有効活用の指針＞

霞　が　関

危機管理能力の強化、土地の経済的な有効活用、景観との調和の観点から、霞が関のまちづくりビジョンについて検討。

大　手　町

民間ビルの需要が高く、地価水準が高いことから、庁舎の移転・再配置により、できる限り余剰地を捻出・売却。

会議室・研修所・倉庫

利用件数が少ない会議室は廃止の上、共用化を推進。研修所や倉庫も集約共同化。

〔東京 23 区外の庁舎〕

・東京 23 区内の庁舎の移転・再配置計画策定後、宿舎における検討方法を踏まえ、検討に着手。

③未利用国有地の売却・有効活用【今後 10 年間の売却収入：約 2.1 兆円】

・昨年４月に国有財産法を改正して、交換制度を拡充するなど未利用国有地等の売却を促進する制度的枠組みを整備。

・平成 19 年度は、国有財産の土地売払代（財務省主管一般会計歳入予算・国有財産売払収入・土地売払代）として、2,165 億円〔対前年度 349 億円増〕の歳入を計上。

④政府出資の売却【今後 10 年間の売却収入：約 8.4 兆円】

・日本郵政㈱等の民営化された法人の株式を売却。

・平成 19 年度中に日本アルコール産業㈱の株式の売却を開始。

※平成 19 年度一般会計に、日本アルコール産業㈱の株式売払代として約 140 億円の歳入予算を計上。

国債管理政策の充実

- 民間有識者等をメンバーとする懇談会等を通じた市場との対話や、民間金融専門家の当局への積極的な採用を通じて得た民間の知見を活用し、施策の充実・高度化を推進。
  - ⇒ 40 年の超長期債等、新たな年限の国債について、市場のニーズに応じ、適宜発行できる体制を整備
  - ⇒ スワップ等の金融技術を活用する等の債務管理の強化
  - ⇒ 流動性供給入札及び買入消却の実施による国債市場の流動性の維持・向上
  - ⇒ 保有者層の多様化のため、個人投資家及び海外投資家による国債保有の促進
- 平成 19 年度国債発行計画は、国債発行総額について対前年度比▲21.6 兆円と過去最大の減額を実現し、市場からも高い評価。

公会計整備の推進

- 特別会計財務書類の法定化を盛り込んだ法律案を本通常国会に提出済み。また、財務書類の一層の活用及び作成・公表の早期化に向けて検討を推進。

剰余金等の活用

- 特別会計の剰余金の処理についての共通ルールを盛り込んだ法律案を本通常国会に提出済み。当該法律案に基づき、平成 19 年度予算において、約 1.8 兆円を一般会計へ繰入れ。

別　紙

国の資産・債務改革に関する「工程表」

目　次

○ 財政融資資金貸付金残高の圧縮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１Ｐ
○ 国有財産の売却・有効活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ
○ 国債管理政策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
○ 公会計整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６Ｐ
○ 剰余金等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６Ｐ

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 61 条において、財務大臣は、平成 18 年度中に、国の資産・債務改革に関する措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表することとされました。これを受け、今般、資産・債務改革に関する「工程表」を取りまとめましたので、公表致します。

財務省としては、今後とも、「簡素で効率的な政府」の実現に向け、本「工程表」に沿って着実に施策を実施することを通じ、資産・債務改革を積極的に推進してまいります。

（参考）「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（抄）

第六十一条　財務大臣は、平成十八年度中に、前二条の規定により講ずる措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表するものとする。

項　目	行政改革推進法	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度～２７年度
○財政融資資金貸付金残高の圧縮（10年間で130兆円超の圧縮）				
一層の重点化・効率化	（５８条1項） ５９条1号	・真に必要なニーズに適切に対応しつつ、民業補完性や償還確実性等を踏まえ、対象事業の一層の重点化・効率化を図るとの方針に基づき、各年度の財政投融資計画を編成。 ・19年度財投編成では、財政融資資金貸付金を約23兆円圧縮。このうち、一時的要因（郵政公社向け貸付金の償還終了等）を除くと10兆円程度の圧縮となるが、こうした努力を継続すれば、27年度末までに**110兆円程度の圧縮**が見込まれる。		
諸改革への対応		・所要の法的措置の準備		・日本政策投資銀行、商工組合中央金庫は、20年10月に特殊会社へ転換、市場動向等を踏まえつつ、概ね５～７年後に政府保有株式を全部処分。新政策金融機関（株式会社日本政策金融公庫（仮称））は20年10月発足。公営企業金融公庫は20年度に廃止、地方公共団体が共同して新組織を自ら設立。
政府保証の一段の活用		・各年度の財政投融資計画の編成において、政府保証の一段の活用についても検討し、適切に反映		
財政融資資金貸付金の証券化	（５８条1項） ５９条1号 ６０条1項2号			
法律の整備		・「特別会計に関する法律案」において所要の規定を整備	**・法律の施行**	
関係政省令の整備			・所要の政省令の整備	・政省令の施行
民間の知見の活用		・有識者による検討会において、市場関係者からのヒアリング・意見交換を実施（19年２月～）		・必要に応じ、随時、市場関係者から最新の証券化市場の動向等についてヒアリング・意見交換を実施
			・アドバイザーの選任	
諸準備		・証券化スキームの検討		・各回の証券化の円滑な実施に向け、適切に準備
			・関係システムの整備、**アレンジャーの選定**、格付けの取得等	
証券化実施			**・諸準備を終えた段階で、証券化を実施（19年度：最大2,000億円程度）**	・市場や財政融資資金の状況等を見極めながら、適切に実施
地方公共団体向け貸付金の繰上償還	（５８条1項） ５９条1号		・19年度～21年度までの臨時特例措置として、徹底した行政改革・経営改革の実施を条件に、地方公共団体の高金利の財政融資貸付金の繰上償還（補償金免除）を実施	

（注１）本工程表は、一義的には、行政改革推進法第59条及び第60条の規定により講ずる措置を対象とするものと位置付けられるが、その後の議論の進展も踏まえ、資産・債務改革に関する施策を幅広く盛り込むこととした。その上で、改革の全体像を分かりやすく示す観点から「財政融資資金貸付金残高の圧縮」、「国有財産の売却・有効活用」、「国債管理政策の充実」、「公会計整備の推進」、「剰余金等の活用」という５つの政策分野ごとに整理しつつ、行政改革推進法上の位置付けについても併せて示す形をとっている。

（注２）「有識者による検討会」とは、「財政融資資金貸付金の証券化に関する実務検討会（19年２月～）」を指す。座長は川村雄介長崎大学教授。

（注３）カッコ内の条文は、行政改革推進法上、資産・債務改革の「工程表」の対象とはされていない（以下同様）。

項　目	行政改革推進法	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度～２７年度
○国有財産の売却・有効活用（10年間で約12兆円の売却収入）				
庁舎・宿舎等の売却・有効活用				
宿舎				
23区内	（58条1項） 59条1号、2号 60条1項1～4号イ	・実施状況について有識者会議においてフォローアップ ・有識者会議で検討（18年1～6月） **・有識者会議から、移転・再配置計画を提案（18年6月）**	・移転先宿舎の建設（19～25年度） ・移転・再配置計画に基づき、61箇所の宿舎を用途廃止	・移転先宿舎の完成、退去（21～27年度） ・宿舎の用途廃止、跡地の売却（21～27年度） **※27年度末までに約0.5兆円の売却収入を見込む**
23区外		・有識者会議で検討（18年8月～） ・各財務局において、地方有識者会議を開催（19年1月～） **・有識者会議の中間取りまとめ（19年3月）** （移転・再配置計画の枠組、宿舎廃止基準等について提言）	・実施状況について有識者会議においてフォローアップ ・移転先宿舎の建設（19～25年度） **・有識者会議において19年度以降の移転・再配置計画案を提案**	・移転先宿舎の完成、退去（22～27年度） ・宿舎の用途廃止、跡地の売却（22～27年度） **※27年度末までに約0.5兆円の売却収入を見込む**
庁舎				
23区内	（58条1項） 59条1号、2号 60条1項1～4号イ	・有識者会議において、集中的に検討（18年8月～） **・有識者会議の中間取りまとめ（19年3月）** ＜霞が関＞ 危機管理能力の強化、土地の経済的な有効活用、景観との調和の観点から霞が関のまちづくりビジョンについて検討。 ＜大手町＞ 民間ビルの需要が高く、地価水準が高いことから、庁舎の移転・再配置により、できる限り余剰地を捻出・売却。 ＜会議室・研修所・倉庫＞ 利用件数が少ない会議室は廃止の上、共用化を推進。研修所や倉庫も集約共同化。	**・中間とりまとめを踏まえ、有識者会議において移転・再配置計画を提案**	・実施状況について有識者会議においてフォローアップ ・移転先庁舎の建設（20～25年度） ・移転先庁舎の完成、退去（22～27年度） ・庁舎の用途廃止、跡地の売却（22～27年度） **※庁舎全体で27年度までに約0.5兆円の売却収入を見込んでおり、他の地域と比べ地価が高く国有地も多いため、23区内の庁舎でできる限りの売却収入をあげることを目指す**
23区外			・23区内の庁舎についての移転・再配置計画を提案した後に、宿舎における検討方法も参照しながら、今後の検討事項やスケジュールについて整理	

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>行政改革推進法</th><th>平成１８年度</th><th>平成１９年度</th><th>平成２０年度～２７年度</th></tr>
<tr><td colspan="6">○国有財産の売却・有効活用（10年間で約12兆円の売却収入）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">既存庁舎の有効活用</td><td rowspan="2">６０条1項1号、4号イ</td><td>・効率性を重視した実地監査の実施
（土地の有効利用の観点に加え、庁舎の使用効率等も把握（18年度～））
・有識者会議の中間とりまとめ（19年3月）
（民間的手法を活用しつつ実効性のある監査を実現するための仕組みづくりを提言）</td><td colspan="2">・有識者会議の検討も踏まえ、監査マニュアルの整備等を検討
・上記検討結果も踏まえ、実地監査を実施</td></tr>
<tr><td>・合同庁舎第4号館等の使用調整計画を策定（18年12月）</td><td colspan="2">・監査結果に基づく省庁横断的な使用調整の実施
・改正国有財産法に基づく余剰スペースの民間貸付の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">未利用国有地等の売却・有効活用</td><td rowspan="2">（５８条1項）
５９条2号
６０条1項4号ロ</td><td colspan="2">・改正国有財産法に基づく交換制度の活用により、未利用国有地等の売却を促進
・売却までの間、一時貸付等の暫定活用を促進</td><td rowspan="2">※27年度末までに、約2.1兆円の売却収入を見込む</td></tr>
<tr><td>・18年度一般会計に土地売払代として1,816億円の歳入予算を計上</td><td>・19年度一般会計に土地売払代として2,165億円の歳入予算を計上</td></tr>
<tr><td colspan="6">民間の知見の活用</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">売却先・方法等</td><td rowspan="3">（５８条1項）
５９条1号、2号
６０条1項1～4号ロ</td><td>・「庁舎等の売却・証券化手法についての検討会」において検討・取りまとめ（18年7月）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>・有識者会議の中間とりまとめ（19年3月）
（PFIや信託・証券化などの民間的手法やコンペ方式の導入、跡地のバリューアップなどの効果的な売却方策について制度見直しへの積極的取組みを提言）</td><td colspan="2">・有識者会議の提言を踏まえ、民間的手法や効果的な売却方策について、制度的見直しへの積極的な取組みを実施</td></tr>
<tr><td>・行政財産の管理・処分を担う各省各庁に対し、ネーミング・ライツの活用を促す方策を検討
・庁舎等の行政財産に対する商業看板の設置を解禁（19年1月）</td><td colspan="2">・左記を踏まえ、各省庁において積極的に取組み</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>行政改革推進法</th><th>平成１８年度</th><th>平成１９年度</th><th>平成２０年度～２７年度</th></tr>
<tr><td colspan="6">○国有財産の売却・有効活用（10年間で約12兆円の売却収入）</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">フル・オープン化等</td><td rowspan="3">（５８条１項）
５９条１号、２号
６０条１項１～４号ロ</td><td colspan="3">・国有財産情報公開システムを通じて、原則として全ての国有財産についての情報（行政財産・普通財産の物件別情報、売却物件に関する情報等）を提供
・国有財産総合情報管理システムの運用開始（22年度）
（国有財産台帳情報を一元化し、タイムリーな情報提供をより一層推進）
・国有財産情報公開システムの更新（19年度）
※レイアウトの見直し、検索機能の充実等
・国有財産総合情報管理システムの設計・開発（19～21年度）</td></tr>
<tr><td>・23区内の庁舎の移転・再配置等について民間ヒアリングを実施（19年１月）
・各財務局において地方有識者会議を開催し、23区外の宿舎の移転・再配置について民間ヒアリングを実施（19年１月）
・有識者会議の中間とりまとめ（19年３月）
（民間的手法を活用するため、現行制度の積極的な見直しを提言）</td><td colspan="2">・民間の知見の活用について、有識者会議の検討・提言を踏まえ、推進
・23区外の庁舎の移転・再配置等について、引き続き地方有識者会議において審議、また民間ヒアリングを実施
・庁舎等使用調整計画の原案について地方有識者会議において審議</td></tr>
<tr><td>・PFIを活用した庁舎・宿舎整備の推進
・有識者会議の中間とりまとめ（19年３月）
（宿舎整備等において、海外事例を参考に、PFI方式を高度化し、PPP的な枠組みを活用することについての積極的な検討を提言）</td><td colspan="2">・PFIを活用した庁舎・宿舎整備の推進
※19年度は５件の合同宿舎整備を実施予定
・有識者会議での提言を踏まえ検討</td></tr>
<tr><td colspan="2">政府出資の売却</td><td>（５８条１項）
５９条１号、２号</td><td colspan="3">・日本郵政㈱株式を日本郵政株式会社法に基づき19年10月の民営化以降、できる限り早期に処分するように努めるなど、民営化された法人の株式について、政府保有義務分を除き、売却を進める（別添資料参照）
・日本アルコール産業㈱株式の一部売却（約140億円を予算計上）
※27年度末までに、約8.4兆円の売却収入を見込む</td></tr>
</table>

（注１）「有識者会議」とは、「国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議（18年１月～６月）」及び「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議（18年８月～）」を指す。いずれも座長は伊藤滋早稲田大学教授。
（注２）カッコ内の年度は、目安。
（注３）平成18年度及び平成19年度一般会計の土地売払代とは、財務省主管一般会計歳入予算（項）国有財産売払収入（目）土地売払代を指す。

項　目		行政改革推進法	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度～２７年度
○国債管理政策の充実					
国債管理当局の専門性の向上		（５８条１項） ６０条１項３号			
	民間有識者等をメンバーとする懇談会等の開催		・国の債務管理の在り方に関する懇談会、国債市場特別参加者会合、国債投資家懇談会を随時開催し、民間有識者や専門家と意見交換等を行い、国債管理政策に適切に反映		
	民間の金融専門家の採用		・民間金融専門家の採用を４名から７名に増加	・１名増員予定	・必要に応じ、更なる増加を検討
	内部職員向け研修の実施		・大学院修士課程（金融専攻）への派遣等、引き続き外部研修機関を活用した研修を実施 ・職員の民間金融機関への研修派遣（トレーニー）を実施		
市場のニーズ・動向等を踏まえた国債の発行			・18年度国債発行計画に関し所要の見直しを実施（18年４月、９月、12月）	・市場のニーズ・動向を踏まえ、短期～超長期の各ゾーンにおいてバランスのとれた国債発行計画を策定 ・40年債等導入のための体制を整備	・市場との対話を適切に実施しつつ、適切な国債発行計画の策定及び年度途中の見直し、市場のニーズに応じた国債発行のための体制整備に引き続き努力
債務管理の強化					
	借換需要の平準化		・財政融資資金特別会計からの繰入（12兆円）を原資とする買入消却により、国債残高を圧縮し、「20年度問題」を解決	・17年度決算剰余金（0.9兆円）を全額、国債の減額に充て、国債残高を圧縮 ・国債の年限の多様化・長期化等により将来の借換需要の平準化	・国債の年限の多様化・長期化等により将来の借換需要の平準化を図る
	その他		・コスト・アット・リスク分析を活用し、リスクを定量的に把握するとともに、スワップ取引の上限を1.2兆円（想定元本ベース）にして実施	・コスト・アット・リスク分析の活用とともに、スワップ取引の上限を1.8兆円（想定元本ベース）に増額して実施 ・債務管理手段を更に高度化するために必要な体制を整備	・引き続きコスト・アット・リスク分析及びスワップ取引を実施するとともに、債務管理手段を更に高度化するために必要な体制を整備
国債市場の流動性維持・向上			・流動性供給入札（月0.1兆円）を18年４月から導入 ・市中からの買入消却については、18年４月より月1,500億円に増額し、18年12月より物価連動債及び15年変動利付債も対象とした	・流動性供給入札を月0.1兆円（当面は上半期実施）及び買入消却を月1,500億円実施 ・30年債及び物価連動債のリオープン発行を原則化し、その流動性向上に努める	・市場のニーズ・動向等をふまえ、引き続き国債市場の流動性維持・向上に努める
保有者層の多様化					
	個人による国債保有の促進		・既存商品の販売方法の充実・強化等を検討	・銀行等の民間金融機関にも募集方式の窓販を拡大するとともに、個人向け国債の販売インセンティブ付与等の販売促進策を実施	
	海外投資家による国債保有促進		・海外IR、海外向け情報発信を引き続き実施	・海外IRについて、開催方式及び開催地を多様化する等充実を図るとともに、必要に応じて新たな施策を検討	

項　目	行政改革推進法	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度～２７年度
○公会計整備の推進				
特別会計財務書類の法定化	（１９条１項） ６０条２項	・「特別会計に関する法律案」において所要の規定を整備	・19年度決算分から実施予定	
財務書類におけるコスト情報の活用	６０条２項	・予算書及び決算書の表示区分を見直して政策評価との連携を強化する検討作業（20年度予算を目途に実施することを目指し、18年度中に実務的検証を完了予定）の成果を踏まえ、省庁別財務書類におけるコスト情報の開示方法等について検討		
財務書類の作成・公表の早期化		・新たなシステムの導入について、コストとメリットの比較衡量を行いながら検討		

項　目	行政改革推進法	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度～２７年度
○剰余金等の活用				
過大と認められる剰余金等の活用	（１７条２項） （５８条１項） ５９条１号、３号	・全特別会計の剰余金・積立金等について、必要性を精査し、22年度までに、合計約20兆円程度の財政健全化に寄与することを目標		
		・18年度予算において、13.8兆円寄与	・「特別会計に関する法律案」において剰余金の処理に係る共通ルールを規定 ・本法案に基づき、19年度予算において、1.8兆円寄与	・残り約4.4兆円程度の寄与を目標

民営化法人に対する出資の売却

(別 添)

法人名	売却収入試算	売却に関する事項
日本郵政㈱	5.0兆円	＜日本郵政株式会社法附則第３条＞ 政府は、その保有する株式（中略）については、できる限り早期に処分するように努めるものとする。
日本政策投資銀行	1.9兆円	＜簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第６条＞ １　商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成20年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。 ２　商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。
商工組合中央金庫	0.5兆円	
国際石油開発㈱等石油公団から引き継いだ22社	0.4兆円	――
高速道路６社	0.2兆円	＜日本道路公団等民営化関係施行法附則第２条＞ 政府はこの法律の施行後10年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ＜「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」（平成15年12月22日政府・与党申し合わせ）＞ 会社は将来、株式上場を目指すものとし、その時期、方法等については民営化後の経営状況等を見極めた上で、判断する。
成田国際空港㈱	0.2兆円	＜「道路関係４公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）＞ 完全民営化に向けて、平成16年度に全額国出資の特殊会社にすることとし、そのための法律案を次期通常国会に提出する。
関西国際空港㈱	0.1兆円	＜「道路関係４公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）＞ 現在の特殊会社としての経営形態を維持しつつ、将来の完全民営化に向けて、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善を進め、有利子債務の確実な償還を期すとともに、当面の資金調達の円滑化を図ることとする。
東京地下鉄㈱	0.1兆円	＜東京地下鉄株式会社法附則第２条＞ 国及び株式の譲渡を受けた地方公共団体は（中略）、できる限り速やかにこの法律の廃止、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。
中部国際空港㈱	0.03兆円	――
日本アルコール産業㈱	0.01兆円	＜日本アルコール産業株式会社法附則第２条＞ 政府は、この法律の施行状況を勘案し、会社をできる限り民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。 ＜「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)＞ ＮＥＤＯの製造部門を暫定的な特殊会社とし、２年以内に民間へ株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図る。
合　　計	8.4兆円	

（注）上記売却収入額の試算は、平成18年3月16日の経済財政諮問会議における谷垣議員提出資料に基づき、原則として平成16年度末の純資産額をベースに算出している。なお、その後の諸事情については織り込んでいない。